

有機農業に関する流通の実態調査業務 委託先募集要項

1 事業の目的

本県では、環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業の取組の一つとして、「愛知県有機農業推進計画」を策定して、有機農業の推進を図っている。本県の有機農業の取組面積はわずかに増加傾向が見られるものの、耕地面積に占める割合は少なく、生産から消費において多くの課題が残されている。

今後、有機農業の取組拡大・定着を図る上で、有機農業者にとっては、安定して生産物を供給できる販路の確保は不可欠である。県内の有機農産物(注)の流通実態を定量的に調査することにより、現状の有機農産物の流通実態を明らかにし、生産、流通、消費の各側面から現状と課題を分析し、今後の有機農業の取組拡大・定着支援に資することを目的として実施する。

また、有機農産物の生産及び取扱い意向を調査し、将来的な生産及び流通の見込みを明らかにすることにより、今後の支援を効果的に行うことを目的として実施する。

(注) この募集要項において「有機農産物」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の第 2 条で規定する有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）により生産された農産物とし、有機 JAS 認定の農産物も含むものとする。

2 業務の内容

- (1) 現状の有機農産物の流通実態調査
- (2) 今後の生産・取扱い意向調査
- (3) 流通ルート分類
- (4) 考察及び提案

業務の詳細は、別添 1 「有機農業に関する流通の実態調査業務委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ただし、個人での応募はできない。

- (1) 愛知県に本社、支社又は営業所があること。
- (2) 愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」掲載者のうち、「業務（大分類）03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「07 調査委託」に掲載されている者、又は、募集期間開始日前までに入札参加資格審査申請を行っており、契約締結時に登録が見込まれること。
- (3) 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。

- (4) 愛知県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除命令を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 募集期間

2025 年 5 月 22 日（木）から 2025 年 6 月 6 日（金）正午まで(必着)

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
3,528,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）とする。
- (3) 契約期間
契約締結日から 2026 年 2 月 27 日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) 電子契約について
本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

(1) 日時

2025 年 5 月 28 日（水） 午後 3 時 30 分から

(2) 場所

オンライン開催（Teams を使用）

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付する。

- ・申込期限：2025 年 5 月 26 日（月）正午
- ・電子メールの件名は「有機農業に関する流通の実態調査業務の説明会参加」としてください。
- ・本文中に次の 1～3 を記載してください。

1. 貴社（団体）名
2. 参加者氏名
3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）

- ・申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

(4) その他

- ・説明会への出席は必須条件ではないが、できる限り出席すること。
なお、欠席により不利益を受けられてもその責任を負わない。
- ・審査及び評価基準等に係る質問については受け付けない。

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

①企画提案書（様式 1）（A 4 判・10 ページまで）

②経費積算書（様式自由）

※業務の実施に係る見積額の内訳がわかるように項目ごとに記述すること。見積額には、消費税及び地方消費税の額も記載すること。

③事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）

※同種事業実績について参考となる資料（チラシや実績報告の概要等）があれば添付も可とする。

④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）及び申告内容に係る関係資料

⑤その他の書類

- ・定款または寄付行為
- ・会社等の概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・役員名簿
- ・前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

- ・県税を滞納していないことを証する書類（法人県民税・法人事業税・地方法人特別税及び自動車税）の滞納がないことの証明書
 - ※ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの
 - ※ 愛知県の入札参加資格を有している者は除く
- ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
 - ・事業実施に必要な許認可等を証する書類

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

2025年6月6日（金）正午（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（2）企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ（担当：田中）

電話：052-954-6411（ダイヤルイン）

（3）企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2025年5月29日（木）正午までに、愛知県農業水産局農政部農業経営課に電子メールにより提出する（様式自由）。その際、件名は「有機農業に関する流通の実態調査業務委託質問」とする。質問への回答は、2025年6月2日（月）までに県のホームページに掲載する。

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

（4）その他の留意事項

- ア 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。
- イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1 者

9 審査方法

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする提出書類について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3件を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

- ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。
- イ 審査基準は審査委員会のものに準ずる。
- ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。
- エ 予備審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。
- オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(3) 選定委員会の開催

2025 年 6 月 12 日（木）（予定）

【委員会における審査】

審査は、提出書類に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1 者 10 分程度とする。説明は企画提案書をもとに行うものとする。説明終了後に質疑応答を 10 分程度行う。

なお、予備審査の結果は別途連絡する。

注意：選定委員会の録画・録音・SNS 等による公開は禁止とする。

(4) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
企画全体の構成本力	・仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか。
スケジュール	・実現可能なスケジュールか。

取組内容	・事業の趣旨に沿った提案内容が具体的に記載されているか。 ・結論のイメージを持ち、今後の有機農業の拡大・定着に資する成果物が期待できるか。 ・本事業の成果を高めるための創意工夫が見られ、かつ、実現可能な内容か。 ・類似業務の実績があるか。
実施可能性	・業務の遂行に十分なスタッフやノウハウなどを有しているか。 ・実施スケジュールは余裕を持った計画となっているか。
経費積算見積	・適正かつ妥当な見積金額となっているか。
社会的価値の実現に資する取組	・社会的価値の実現に資する取組がなされているか。

(5) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・その他、直接または間接に公平な審査に支障を来す行為が確認された場合

(6) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(7) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して書面で通知する。

(8) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2025 年 5 月 22 日	委託先募集開始
2025 年 5 月 26 日	説明会
2025 年 5 月 28 日	質問受付期限
2025 年 6 月 6 日	企画提案書の提出期限
2025 年 6 月 12 日	審査会による審査（プレゼンテーション）
2025 年 6 月下旬	契約締結、委託業務開始
2026 年 2 月下旬	実績報告書の提出、完了検査
2026 年 3 月	請求書の提出、委託料の支払い

1 1 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目 1－2（愛知県庁西庁舎 4 階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ（担当：田中）

電 話：052-954-6411（ダイヤルイン）

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp